

松江市告示第 44 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 27 日

松江市長 松 浦 正 敬

| 事業者の名称及び所在地                             | 事業所の名称及び所在地                 | 指定年月日             | 指定した事業            | 事業の主たる対象者 | 事業所番号                    |
|---|-----------------------------|-------------------|-------------------|-----------|--------------------------|
| 特定非営利活動法人プロジェクト<br>ゆうあい<br>松江市北堀町 35-14 | 相談支援事業所ゆうあい<br>松江市北堀町 35-14 | 令和 3 年 2 月<br>1 日 | 計画相談支援<br>障害児相談支援 | 特定なし      | 3230100269<br>3270100187 |